

平成30年大川市農業委員会第12回総会議事録

1. 開催日時 平成30年12月5日(水)
開 会 午前9時30分から午前10時25分まで

2. 開催場所 大川市役所 第1委員会室(3階)

3. 出席委員(14人)

2番	井口久美子	9番	辻 正光
3番	龍 靖男	10番	吉川 康則
4番	江崎 重俊	11番	梅崎 正道
5番	中村 博満	12番	志牟田 文彦
6番	貞苅 謙二	13番	津村 浩二
7番	植木 幸治	14番	宮原 晶彦
8番	古賀 林允	15番	田中 博文

4. 欠席委員(1人)

1番 柿添 博文

5. 傍聴人(0人)

6. 付議議題

議案第35号	農地法第3条許可申請について
議案第36号	農地法第5条許可申請について
議案第37号	農業振興地域整備計画の変更について
報告第22号	農地法18条第6項通知について
報告第23号	農地法第5条申請取下げ報告について

7. 事務局

局長 中島 聖佳 次長 相川 曜一

8. 会議の概要

(開会)

事務局 みなさん、こんにちは。定刻となりましたので、ただいまから平成

30年第12回大川市農業委員会総会を始めさせていただきます。
総会の定足数につきまして、ご報告いたします。農業委員会の在任委員15名中、14名の出席で定足数に達していますので、総会が成立していることをご報告いたします。

それでは、議事規則第4条の定めにより、会長より議長を務めていただきます。よろしくお願いいたします。

議長 本日、ここに平成30年第12回大川市農業委員会を招集しましたところ、委員各位には公私とも、ご多忙の折にもかかわらず、ご参集くださいまして誠にありがとうございました。それでは、出席委員は、定足数に達しておりますので、これから、本日の会議を開きます。

それでは、議事に入りますが、議事進行上、発言される時は挙手をし、議長の許可を受けてから、議席番号、氏名を告げて発言をお願いします。

最初に、議案第35号農地法第3条の許可申請についてを議題といたします。

1番について審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1番については、下限面積等の許可要件を満たしていますので、許可することに問題はないと考えます。ご審議をお願いいたします。

議長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1番についてご意見、ご質疑等ございませんか。
(「なし」という者あり)

議長 他に、ご意見等なしと認めます。
ただいまから採決いたします。
1番の許可申請について、許可することに賛成の委員の挙手をお願いします。
(全員挙手する)

議長 挙手全員であります。
よって、1番は申請どおり許可することに決しました。

以上で、議案第35号農地法第3条の許可申請についての審議を終わりました。

次に、議案第36号農地法第5条の許可申請についてを議題といたします。

1 番について、審議をお願いいたします。
職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 (議案の朗読及び説明)

1 番の申請目的は、駐車場用地であります。農地区分は、「概ね 10ha 以上のまとまりのある農地」である第 1 種農地で原則不許可ですが、今回は、集落接続して設置される駐車場として転用するもので例外的に許可基準を満たすこととなります。工事は平成 31 年 1 月着工であり、資金は残高証明で確認しています。また、申請地東、西、南側に農地がありますが、被害防除としてブロック 3 段を積むことから問題ないと考えます。

以上のことから、1 番について、許可妥当と思われますので、ご審議をお願いいたします。

議 長 職員の議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、1 番について、地元委員さん補足説明はございませんか。

津村委員 1 番について補足説明いたします。
事前に連絡を受け現場を確認しております。詳細は事務局から説明があったとおりです。現地を確認したところ、特に問題ないと思います。ご審議をお願いします。

次に、その他の委員さん、ご意見、ご質疑等ございませんか。

龍委員 寄付となっていますが、税金はどうなるのですか。

事務局 地縁団体であり、税金は免除になります。

議 長 他に、ご意見、ご質疑等ございませんか。

(「なし」という者あり)

他に、ご意見等なしと認めます。

ただいまから、採決いたします。

1 番の許可申請について、許可意見を付すことに賛成の委員の挙手をお願いします。

(全員挙手する)

議 長 挙手全員であります。

よって、1 番の許可申請について、許可意見を付すことに決しました。

次に、議案第 37 号農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

大川市長から農業経営基盤強化促進法第18条第1項による集積計画について決定を求められたので、ご審議をお願いします。

職員に議案の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議長 職員議案の朗読及び説明が終わりました。
それでは、ご意見、ご質疑などございませんか。
ほかに、ご意見等なしと認めます。
ただいまから、採決いたします。
農業振興地域整備計画の変更について、賛成の委員の挙手をお願いします。
挙手全員であります。
以上で、議案第37号農業振興地域整備計画の変更についての審議を終わりました。
次に報告第21号農地法第18条第6項の通知についてを議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。
みなさん、ご質疑等ございませんか。
（「なし」という者あり）
他に、ご意見等なしと認めます。
以上で、報告第21号を終わります。

次に報告第22号農地法第4条届出報告を議題といたします。
職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）
1番については、事務局で現地確認しております。
農地法施行規則第29条（農地転用の制限の例外）により、2a未満の農業用施設に供する場合、届出をすることになっていますので報告します。

議長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第22号を終わります。

次に報告第23号農地法第5条申請取下報告を議題といたします。

職員に報告の朗読及び説明をいたさせます。

事務局 （議案の朗読及び説明）

1 番については、備考欄に記載のとおり、平成30年第10回総会議案第29号で、許可意見を付すことに決した議題であります。この際、3,000㎡超であるため開発行為との同時許可であり、この行為の見通しがついた時点で福岡県常設審議委員会にかけると説明しておりました。しかしながら、現在、事業計画の変更のため開発行為の見通しがつかない状況のため取下げられたものです。今後については、開発行為の見通しがついた際に、再度議案として審議いただくことになります。

議 長 職員の報告の朗読及び説明が終わりました。

みなさん、ご質疑等ございませんか。

（「なし」という者あり）

他に、ご意見等なしと認めます。

以上で、報告第23号を終わります。

議 長 次に、署名委員を氏名いたします。

10番 吉川 康則 委員

11番 梅崎 正道 委員

を指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という者あり）

議 長 ご異議なしと認めます。よって、左様決しました。

以上で、第12回大川市農業委員会総会を閉会致します。